

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
【告示】 ○ 指定障害児通所支援事業者の指定 ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定 ○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 ○ 指定一般相談支援事業者の指定 ○ 岡山県収入証紙売りさばき人の継承 【公告】 ○ 令和元年度行政書士試験の実施 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 国土調査の成果の認証 ○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧		指導監査室 〃 〃 〃 会計課 総務学事課 県民生活交通課 中山間・地域振興課 耕地課			
				担当課（室）	

令和元年7月9日 岡山県公報 第12107号

◎岡山県告示第三百二十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和元年七月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アトリエぬかごっこ

2 所在地

都窪郡早島町早島三一二五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ぬか

2 主たる事務所の所在地

都窪郡早島町早島一四六五―一

三 指定年月日

令和元年五月一日

四 事業所番号

三三五二六〇〇〇八八

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

まなび家早島

2 所在地

都窪郡早島町早島四五九八―一九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社やまと

令和元年7月9日 岡山県公報 第12107号

2 主たる事務所の所在地

奈良県桜井市桜井一二五九エルト桜井2F

3 指定年月日

令和元年五月一日

4 事業所番号

三三五二六〇〇〇七〇

5 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あーとてらこや

2 所在地

小田郡矢掛町東川面一一五四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社訪心会

2 主たる事務所の所在地

大阪府東大阪市稲田上町一丁目二―三〇

三 指定年月日

令和元年七月一日

四 事業所番号

三三五二八〇〇〇三五

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

パステルちやいんどケアハウス

2 所在地

令和元年7月9日 岡山県公報 第12107号

備前市吉永町三股二六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人ふれあいサポートちやていず

2 主たる事務所の所在地

備前市日生町日生八八六番地

三 指定年月日

令和元年七月一日

四 事業所番号

三三五一一〇〇〇六四

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

令和元年7月9日 岡山県公報 第12107号

◎岡山県告示第三百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和元年七月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

備前多聞荘訪問介護

2 所在地

備前市鶴海二四〇一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人天摂会

2 主たる事務所の所在地

岡山市東区瀬戸町瀬戸三六一

三 指定年月日

令和元年七月一日

四 事業所番号

三三一―一〇〇二五三

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

令和元年7月9日 岡山県公報 第12107号

◎岡山県告示第三百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和元年七月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ニチイケアセンター笠岡

2 所在地

笠岡市中央町三六一 トピア笠岡駅前ビル3階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ニチイ学館

2 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台二―九

三 廃止年月日

平成三十一年四月三十日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇六五

五 サービスの種類

同行援護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

このはなヘルパーステーション

2 所在地

津山市下高倉西二三一一―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

令和元年7月9日 岡山県公報 第12107号

オサカ産業株式会社	
2	主たる事務所の所在地 津山市下高倉西二三一一五
三	廃止年月日 令和元年六月一日
四	事業所番号 三三一〇三〇〇七三〇
五	サービスの種類 重度訪問介護
一	事業所の名称及び所在地 1 名称 ヘルパーステーションふあ〜すと 2 所在地 都窪郡早島町早島二五三二番地二
二	事業者の名称及び主たる事務所の所在地 1 名称 株式会社F i r s t 2 主たる事務所の所在地 都窪郡早島町早島二五三二番地二
三	廃止年月日 令和元年六月三十日
四	事業所番号 三三一二六〇〇一一一
五	サービスの種類 居宅介護

令和元年7月9日 岡山県公報 第12107号

◎岡山県告示第三百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次の指定一般相談支援事業者を指定した。

令和元年七月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

相談支援事業所そうじや晴々

2 所在地

総社市南溝手四二一ー一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人千寿福祉会

2 主たる事務所の所在地

津山市瓜生原三二六ー一

三 指定年月日

令和元年五月一日

四 事業所番号

三三三〇八〇〇〇七三

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

令和元年7月9日 岡山県公報 第12107号

◎岡山県告示第三百二十五号

岡山県会計事務取扱要綱（昭和六十一年会第二百九十五号）第六十九条関係の規定により、岡山県収入証紙売りさばき人の継承を令和元年七月二日付けで次のとおり承認した。

令和元年七月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

区 分	継 承 後	継 承 前
売りさばき人住所	高梁市備中町東油野二二六〇	高梁市備中町東油野一七四五
売りさばき人氏名	後内 道子	細川 清子
売りさばき場所	高梁市備中町東油野一七四五	高梁市備中町東油野一七四五

令和元年7月9日 岡山県公報 第12107号

〔二六九〕行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第三条第一項の行政書士試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。なお、試験の施行に関する事務は、同法第四条第一項の規定により、一般財団法人行政書士試験研究センターに行わせる。

令和元年七月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時

令和元年十一月十日（日曜日）午後一時から午後四時まで

二 試験の場所

山陽女子中学校・高等学校（岡山市中区門田屋敷二丁目二番一六号）

三 試験の科目及び方法

1 試験の科目

（1）行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 四十六題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成三十一年四月一日現在施行されている法令に関して出題する。

（2）行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 十四題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解についてそれぞれ出題する。

2 試験の方法

（1）試験は、筆記試験によって行う。

（2）出題の形式は、1（1）については択一式及び記述式、1（2）については択一式とする。なお、記述式は、四十字程度で記述するものを出題する。

四 受験願書及び試験案内の配布

1 窓口配布

（1）配布期間

令和元年七月二十九日（月曜日）から同年八月三十日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

（2）配布場所

ア 一般財団法人行政書士試験研究センター

令和元年7月9日 岡山県公報 第12107号

イ 岡山県庁（県民室及び総務部総務学事課）

ウ 各県民局地域政策部総務課

エ 各県民局地域政策部地域総務課

オ 岡山県行政書士会

2 郵送配布

住所、氏名及び郵便番号を記載し、百四十円分の切手を貼付した返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の受験願書が折らずに入る大きさのもの）を同封した上、郵便で令和元年八月二十三日（金曜日）（必着）までに請求すること。

請求先 〒二五二〇二九九 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

五 受験手続

1 郵送による受験の申込み

(1) 受験願書の受付期間

令和元年七月二十九日（月曜日）から同年八月三十日（金曜日）まで（同日の消印があるものまで受け付ける。）

(2) 受験願書の受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課。受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送すること。

(3) 提出書類

受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

2 インターネットによる受験の申込み

(1) 受験の申込みの受付期間

令和元年七月二十九日（月曜日）午前九時から同年八月二十七日（火曜日）午後五時まで

(2) 入力に当たっての注意事項

ア 入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp/>）で確認すること。

イ 令和元年八月二十七日（火曜日）は回線が混雑し、インターネットがつながりにくくなることが予想されるため、早めに申し込むこと。

ウ 令和元年八月二十七日（火曜日）午後五時までに申込みの入力を完了していない場合は、接続中又は入力中であっても受験の申込みができなくなるので注意すること。

3 受験手数料

七千円。試験案内に記載する方法により払い込むこと。

(1) 払込みに要する費用は、申込者の負担とする。

(2) 払い込まれた受験手数料は、天災等の理由により試験を実施しないこととした場合等を除き、返還しない。

(3) インターネットにより受験の申込みを行う場合は、所定のクレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。

4 試験に関する問い合わせ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号〇三―三二六三―七七〇〇

六 特例措置の実施

身体機能に障害のある者で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等受験に際して特例措置を希望するものは、事前の申請の手続が必要となるため、受験の申込みを行う前に必ず一般財団法人行政書士試験研究センターに相談すること。

七 合格発表

1 合格発表の日時

令和二年一月二十九日（水曜日）午前九時

2 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板及び同センターのホームページ並びに岡山県総務部総務学事課前及び同課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/5/>）に合格者の受験番号を掲示するとともに、同センターから受験者に合否通知書を郵送する。

令和元年7月9日 岡山県公報 第12107号

〔二七〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和元年七月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和元年七月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人後見支援センター浄心

三 代表者の氏名

新田 孝

四 主たる事務所の所在地

津山市加茂町公郷一九一六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、岡山県北部地域における成年後見活動を通して、高齢者・障害者など社会的弱者の方々の権利を擁護し、平穏な日常生活が送れるよう様々な後方支援活動を行うことにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

令和元年7月9日 岡山県公報 第12107号

〔二七一〕 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和元年七月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行つた者の名称		調査を行つた期間		成果の名称		調査を行つた地域		認証年月日	
倉敷市		平成二十八年四月 、 平成三十年三月		倉敷市 地籍図及び 地籍簿		老松町四丁目 の一部		令和元年七月二日	
倉敷市		平成二十八年五月 、 平成三十年三月		倉敷市 地籍図及び 地籍簿		児島小川四丁目 の一部		令和元年七月二日	

令和元年7月9日 岡山県公報 第12107号

〔二七二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営土地改良事業（ため池等整備 山ノ田池地区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和元年七月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 山ノ田池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和元年七月九日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

吉備中央町役場賀陽庁舎